

義務教育諸学校の学校事務職員および栄養職員に対する  
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

財務省は、臨時行政改革推進審議会が義務教育費国庫負担金について、国・地方の役割分担を見直すべきだとしたことを受け、義務教育諸学校の事務職員および栄養職員の給与費に対する国庫負担金の全額削減を検討しているとのこととであります。

これが実現されますと、地方公共団体の財政負担は増大し、将来にわたる過重負担となるばかりでなく、各地方自治体の規模・財政力によって、学校運営に地域格差が生じ、ひいては学校教育の水準低下を招くことになりかねません。

本来、義務教育費国庫負担金は、国が義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的として設けられたものであり、今回の財務省の検討内容は、この精神に逆行するものといわざるをえません。

よって、政府におかれましては、本来の趣旨に則り、現行制度の一層の充実を図るとともに、義務教育諸学校の事務職員および栄養職員の給与費の国庫負担を廃止しないよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2002年 6月24日  
沖縄県中頭郡北谷町議会